

## 新教育委員会制度への飯田市の対応について

平成 27 年 2 月 20 日

総合政策部企画課

教育委員会事務局学校教育課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行（H27.4.1）に伴い、飯田市においても新教育委員会制度（以下「新制度」という。）が円滑かつ効果的に機能するために以下の通り対応していく。

### 1 新制度のポイント

- (1) 教育委員長と教育長を一本化した「教育長」（任期 3 年）の設置

【留意点】在任中の教育長の任期満了又は中途退任まで現在の体制が継続する

→教育長と非常勤の教育委員長の併存等

- (2) 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- (3) すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- (4) 教育に関する施策の「大綱」を首長が策定

【留意点】教育振興基本計画を定めている場合には大綱に代えることができる

別紙  
参考資料  
参照

### 2 飯田市における対応

- (1) 新制度への移行

**POINT1** 現教育長の任期満了（H27.12.26）までは現行の体制（教育委員長、委員長職務代理、委員を兼ねる教育長等）が継続し、平成 27 年 12 月 27 日から全面的に新制度へ移行する。但し、現教育長が任期途中で退任の場合にはその翌日から新制度となる

**POINT2** 総合教育会議の開催は原則として年 2 回を予定し、概ね以下の内容を協議する

- ・ 4 月～5 月頃 …教育施策の前年度の取組総括と当該年度の展開等について

★平成 27 年度は教育に関する「大綱」を協議し決定する

- ・ 10 月～11 月頃 …教育施策の次年度の方向性等について

**POINT3** 教育に関する大綱は飯田市教育振興基本計画（H22～H28）をもってこれに代える

- (2) 改正法の施行に伴う条例の改正

○以下の条例を平成 27 年第 1 回定例会で改正を予定する

○いずれも施行期日は平成 27 年 4 月 1 日とするが、現行制度の継続（上記 **POINT1**）に関して経過措置を設け、改正後の条例は新制度へ全面移行時点から適用することとする

- ・ 教育委員長に関するもの …①飯田市議会委員会条例（※議会議案として提出される）

②飯田市特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例

- ・ 教育長に関するもの …③飯田市職員定数条例

④飯田市特別職の職員等で常勤の者の給与に関する条例

⑤飯田市特別職の職員等の退職手当に関する条例

⑥職務に専念する義務の特例に関する条例

⑦飯田市教育委員会の教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例

改正  
する  
条例

3 新制度への移行スケジュール (平成 27 年)

月	議 会	市長部局	教育委員会
1			
2	20 日 全員協議会 25 日 第 1 回定例会開会		
3	20 日 閉会		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11	日 第 4 回定例会開会 …新教育長人事案件上程		
12	日 閉会		
1			
以後			

新制度に向けての方向性、事務  
手続き等協議

20 日 全員協議会  
25 日 第 1 回定例会開会

20 日 閉会

第 1 回総合教育会議

教育に関する施策の大綱の決定

第 2 回総合教育会議

市長が議会の同意を得て任命  
任期 3 年

日 第 4 回定例会開会  
…新教育長人事案件上程

「教育委員長」及び「委員  
長職務代理」職 消滅

26 日 現教育長任期満了

27 日 新教育委員会制度の全面運用開始

教育長職務  
代理の選任

新教育長と委員 4 人による  
教育委員会 (定例会等) 開催